



申24号 「新たなジョブローテーションの実施」に関する説明申し入れ(その2) 5月28日に団体交渉を行う! ⑤

第21項 概ね10年の従事期間について休職等の考えを具体的に明らかにすること

- ・休職期間が短い場合は通算する。個人ごとに休職の内容が違うことから、一律に区切ることはできない。
- ・基本は、勤務箇所、業務内容、仕事の質が変わったか、異動や担務変更があったかで判断する。

第22項 営業職、輸送職、乗務職の担務変更になるケースについて、それぞれ具体的に明らかにすること。

- ・営業: 出札から改札や出改札から輸送などの変更が該当。A番、B番の変更は該当しない。
- ・乗務: 仕事の質が変わった場合。当務主務、指導担当、内勤の計画担当などに担務変更になった場合。SLやDL担当もジョブローテーションの対象だが、現実的な対応は必要と考えている。

第23項 異動・担務変更に伴う適性検査と個人面談の時期について明らかにすること。

- ・駅から運転士の適性検査で、運転士の適性が通らなくても車掌の適性がある場合は、車掌発令をすることはあり得る。
- ・運転士から駅輸送になったら輸送に必要な適性検査を受ける。必要になった時に臨時で受ける。
- ・入社2年目、3年目に行う面談については、前回の交渉以降詳細は決まっていない。

第24項 自己申告書による個人面談の内容に変更があるのか明らかにすること。また、自己申告書の様式や項目に変更があるのか明らかにすること。

- ・個人の夢や希望も受け止めたという実感があるようにしたい。
- ・自己申告書に基づく毎年の面談など状況をしっかり把握する。個人の状況や希望は変わりやすいので、細かく把握できるようにしていく。

第25項 ライフサイクルの深度化についてこれまでの課題を明らかにすること。また、廃止後に想定される課題を明らかにすること。

- ・「運輸のフロ」の育成などを実現してきた。今回は廃止というよりも、ジョブローテーションの中に、より広い枠組みとして取り込んでいくという形になる。
- ・輸送では今後も残る業務がある。業務量削減なども行い、技術継承できる体制を構築していく。

第26項 「新たなジョブローテーションの実施」の対象を営業職、輸送職、乗務職に限定した根拠を明らかにすること。

- ・駅、車掌、運転士のライフサイクルを基本としているので、他系統は対象にしていない。
- ・車両や設備メンテナンスは、技術職としてその道でキャリアを積むことが前提になっている。
- ・車両や設備メンテナンスなどから乗務員への希望があり、過去に試験に合格した方がいることは承知している。門を完全に閉ざすわけではないが、採用の前提が違うことは認識してほしい。
- ・エルダーは前提が違うことから対象外。
- ・中途採用の運転士や、新幹線運転士の希望についても年齢制限は設けない。

第27項 「新たなジョブローテーションの実施」による、経営効果を明らかにすること。

- ・厳しい経営環境に耐えて生き延びるためにジョブローテーションが必要だ。経営効果も大事だが、社員が生き生き働けることも追求していく。
- ・ジョブローテーションは人件費削減ではなくフォーメーションの問題だ。
- ・2027年を見据えているが、それ以降にも対応出来る体制として今回構築したい。